

マニフェスト記載例
建設系廃棄物の場合 一次マニフェスト

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷されています

チェックディジット
: コンピュータへのキー入力等におけるエラー検出に利用します
番号等を再入力します

社内で管理しやすい
簿記等を再入力します

交付担当者
の氏名

項目	内容
発行年月日	17-10-1
マニフェスト交付番号	20000029755
マニフェスト種別	00-410
排出事業者	建設株式会社 大阪市中央区〇〇3丁目4番5号
収集・運搬業者	〇〇建設株式会社 大阪市中央区〇〇3丁目4番5号
処分業者	〇〇建設株式会社 大阪市阿倍野区〇〇4丁目3番5号
廃棄物の種類	建設系廃棄物
数量	4トン
処理方法	脱着コンテナ
備考	建設混合廃棄物 破碎・選別

※ここは記入不要です(二次マニフェストの場合に使用します)

斜線部は、A票では記入の必要がありません

発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会 記100

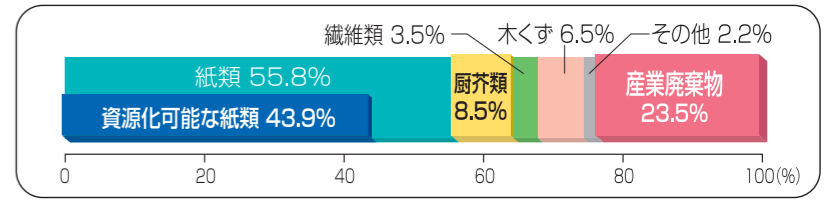
業種別の特徴

1 オフィスビル・事務所

- 多数の事業所が入居するテナントビル
- 単独の事業所が占有する自社ビル
- 公共機関のビルなど



■オフィスビル・事務所から一般廃棄物として排出されたごみの組成



■平成27年3月
大阪市事業系ごみ排出実態調査結果より
(特定建築物を除く)

一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、飲料・食品・お菓子の容器、日用品のプラボトル、プラコップ、レジ袋、緩衝材、袋、シート、プラスチック製品、ハンガー、ビニール手袋、ファイル、パイプ、PPバンド、ボールペン、発泡スチロール、弁当容器など

金属くず

飲料水の缶、調味料の缶、一斗缶、スプレー缶、電池、金属製品、クリップ、ホッチキス針など

ガラスくず

飲料水のびん、調味料のびん、鏡、ガラス、陶磁器製の食器など

水銀使用製品

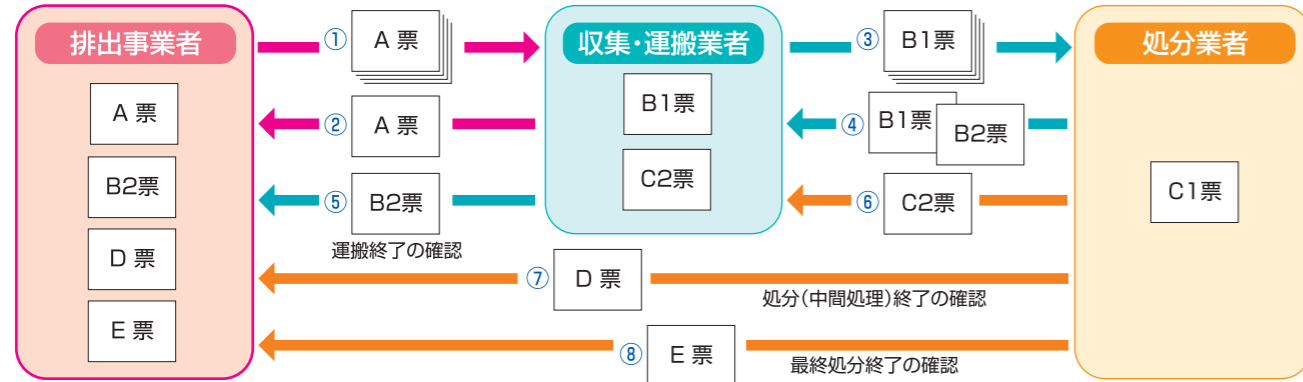
蛍光灯など

処理の方法

廃棄するものは、**産業廃棄物**として処理してください。

現在の収集業者にご相談ください。

マニフェストの流れ



- 廃棄物引渡し時**
- ① 排出者は、マニフェストに必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物と共にマニフェストの全てを収集・運搬業者に渡す。
 - ② 排出者は、運搬業者の署名が入った【A票】を控えとして受け取り、保存
- 運搬終了後**
- ③ 運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付
 - ④ 処分業者は、署名後【B1・B2票】を運搬業者に返却
 - ⑤ 運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出者に送付
- 処分終了後**
- ⑥ 処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を運搬業者に送付
 - ⑦ 処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出者に送付
 - ⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に【E票】を排出者に送付

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存義務

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の【A票】【B2票】【D票】【E票】は5年間保存しなくてはなりません。(法第12条の3第6項)

産業廃棄物多量排出事業者制度

産業廃棄物を年間1,000t以上もしくは特別管理産業廃棄物を年間50t以上生ずる事業場を設置している事業者は、処理計画書および処理計画実施状況報告書を大阪市長に提出する必要があります。(法第12条の第9項、法第12条の2第10項)

参考 <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455890.html>

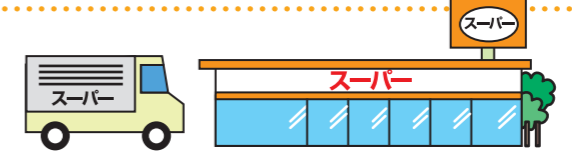
産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付など状況報告書の提出

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付者は、毎年6月30日までに前年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況について報告書を大阪市長に提出する必要があります。(法第12条の3第7項)

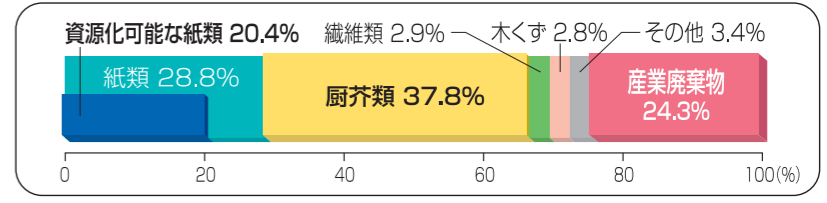
参考 <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000019635.html>

2 卸・小売業

- 卸売・商店
- スーパー
- 小売店など



■卸・小売業から一般廃棄物として排出されたごみの組成



■平成27年3月
大阪市事業系ごみ排出実態調査結果より
(特定建築物を除く)

一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

廃プラスチック類

発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトル、食品のプラボトル、日用品のプラボトル、レジ袋、緩衝材、ビニールひも、PPバンド、業務用食材シート、プラスチック製品

金属くず

飲料水の缶、調味料の缶、缶詰の缶、スプレー缶、電池、金属製品

ガラスくず

飲料水のびん、調味料のびん、ガラス

水銀使用製品

蛍光灯など

処理の方法

廃棄するものは、**産業廃棄物**として処理してください。

現在の収集業者にご相談ください。